

第1回 市川三郷町立中学校統合準備委員会 次第

日時 令和8年6月24日(水)

午後7時00分開会

場所 本庁舎 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議事
 - (1) 統合準備委員会設置要綱について
 - (2) 専門部会の設置について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 7 その他
- 8 閉会

市川三郷町立中学校統合準備委員会 委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	所 属 団 体 名 等	備 考
1	学識経験者	今村 孝男		元教育委員
2		樋口 勉		元学校長
3		一瀬 明仁		元学校長
4		遠藤 あや美		元教育委員
5	保護者の代表者	丹沢 彩香	上野小学校	保護者代表
6		北村 加寿也	大塚小学校	保護者代表
7		小沢 守	市川小学校	保護者代表
8		根津 美奈子	市川南小学校	保護者代表
9		橘田 淳志	市川東小学校	保護者代表
10		加藤 武師	六郷小学校	保護者代表
11		久保田 邦仁	三珠中学校	保護者代表
12		市川 朝徳	市川中学校	保護者代表
13		佐野 勝博	市川南中学校	保護者代表
14		網倉 敬	六郷中学校	保護者代表
15	関係学校の代表者	保坂 久信	上野小学校	校長
16		大久保 恵	大塚小学校	校長
17		岡部 美登志	市川小学校	校長
18		深澤 純子	市川南小学校	校長
19		津金 直樹	市川東小学校	校長
20		望月 基希	六郷小学校	校長
21		渡邊 康裕	三珠中学校	校長
22		村松 章史	市川中学校	校長
23		深澤 美紀	市川南中学校	校長
24		宮澤 研	六郷中学校	校長
25	地域の代表者	芦沢 千秋	三珠地区	町屋区長
26		小林 譲二	市川地区	市川大門第2区区長
27		前嶋 浩	市川南地区	黒沢区長
28		桑原 吉也	六郷地区	文京区長

市川三郷町立中学校統合準備委員会 設置に至った経緯について

本準備委員会は、管内中学校4校の統合を円滑に進めるため、学識経験者、保護者の代表者、関係学校の代表者、地域の代表者及び教育委員会の連携と協力のもと、具体的な開校準備を行うために設置された組織です。

本委員会を設置するにあたり、これまでの社会的な背景及び町の検討経過は以下のとおりです。

1. 統合を検討するに当たっての「背景と課題」

(1) 急激な少子化の進行と本町の現状

我が国における少子化は、当初の予測を上回るスピードで進んでおり、本町においても子どもの数は減少の一途をたどっています。

過去10年間で生徒数が大きく減少し、今後、数年間でさらに中学校の小規模化が進む見込みです。

(2) 中学校小規模化に伴う教育上の影響

学校の小規模化には「きめ細かな指導ができる」という長所がある一方で、中学校期という多感な成長期において、教育上、以下のような課題が生じています。

- ・社会性や協調性を育む機会の制限：クラス替えができないことによる人間関係の固定化や集団のなかでの切磋琢磨、多様な意見に触れる機会の減少。
- ・学習指導上の制約：集団での討論や協働学習（グループワーク）の成立が困難になることや教員数が減少することによる教科指導の専門性確保の難しさ。
- ・部活動の存続危機：集団で行う部活動の維持が困難になり、生徒が望む部活動を選択できない状況。

教育委員会としては、これら「子どもたちに不利益が生じる状況を回避し、将来の社会を生き抜く力を育む良好な教育環境をいかに構築するか」を最優先の課題として捉え、学校統合の検討を開始いたしました。

2. これまでの主な検討経過

統合の決定、ならびに本準備委員会の設置に至るまでは、以下のように段階を踏んで慎重に検討を重ねてまいりました。

【令和6年5月】

◆ 「適正規模・配置等検討委員会」の設置

- ・学識経験者、保護者代表、地域代表等により構成
- ・計7回にわたり、児童生徒数の推移を踏まえた望ましい学校配置について協議



【令和7年1月、2月】

◆ 地区説明会の開催

- ・検討内容の経過報告と今後の予定について地区説明会を開催（計6回）



【令和7年3月】

◆ 検討委員会からの「答申」

- ・「1学級20人程度以上の学級規模、1学年2学級以上の学級数を考慮し、三珠中学校、市川中学校、市川南中学校、六郷中学校の町内4つの中学校を統合することが望ましい」旨の答申書が提出される。



【令和7年9月】

◆ 「市川三郷町立小中学校適正規模・配置等基本計画」（市川三郷町教育委員会）の策定

- ・答申に基づき、教育委員会が中学校については「令和11年4月開校」を目指す基本方針を決定。



【令和7年12月】

◆ 住民説明会の開催

- ・地域住民を対象に説明会を開催（計3回）



【令和8年3月】

◆ 「市川三郷町立小中学校適正規模・配置等基本計画」（市川三郷町）の策定



【令和8年6月】

◆ 「市川三郷町立中学校統合準備委員会設置要綱」の策定

- ・開校に向けた「実務・具体的検討」を行うため、本委員会の立ち上げを決定。



【本日】

◆ 「第1回 市川三郷町立中学校統合準備委員会」の開催

3. 本準備委員会の「位置づけと役割」

本日設置された「統合準備委員会」は、方針の決定を受け、『令和11年4月の開校に向けて、具体的に新中学校の形を創り上げていく実務の段階』となります。

本準備委員会、および各専門部会において協議・決定していく主な項目は以下のとおりです。

1. 新しい学校のシンボルの検討：校名、校章、校歌、制服、体操服など
2. 教育環境の整備：新しい教育課程（教育目標）、部活動のあり方など
3. 通学環境の整備：安全な通学路の確保、スクールバス運行などの検討など
4. 交流・理解促進：生徒の事前交流事業の推進、保護者や地域への広報活動など

おわりに

統合は、単なる「学校の数の削減」ではありません。「各校の伝統と良さを融合し、これまでに魅力あふれる素晴らしい中学校を、地域・保護者・学校・行政が一体となって創り出す絶好の機会」です。

委員の皆様におかれましては、未来を担う子どもたちのために、建設的かつ温かいご議論をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

市川三郷町立中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 市川三郷町立中学校の統合について、円滑な移行を推進するため、市川三郷町立中学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市川三郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校歌、校章及び校旗等に関すること。
- (2) 教育課程及び学校行事に関すること。
- (3) 式典及び行事に関すること。
- (4) PTA等の組織及び運営に関すること。
- (5) 学校運営等に関すること。
- (6) 教育環境等に関すること。
- (7) 通学等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 関係学校の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条の所掌事務の終了日までとする。

2 委員が前条の規定に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとし、後任者が残任期間を務めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事録は、準備委員会の承認を得て公開するものとする。
- 5 会議は、委員の申出があったときは、会議に諮り、非公開とすることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する協議事項について必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が任命する委員及び関係学校の教職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1名置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の結果を準備委員会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会の会議は、関係する者が出席し発言することができる。
- 8 部会の委員の任期は、第4条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 準備委員会及び部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 5 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の準備委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

統合準備委員会における専門部会の設置について

1. 専門部会を設置する目的

詳細で専門的な検討を行い、現場の声を反映した円滑な合意形成を目指すため、以下の目的で専門部会を設置します。

・詳細な実務の検討

学校統合に伴う細かな実務について、検討項目ごとに深く調査・検討を行います。

・各分野の専門性の活用

学識経験者、保護者、学校関係者及び地域の代表者など、それぞれの立場や専門知識を活かし、具体的な解決策を創出します。

・効率的な合意形成

事前に部会で課題や論点を整理することで、統合準備委員会（全体会議）でのスムーズな意思決定を促進します。

2. 組織の全体像と検討の流れ

検討は、各専門部会での実務的な検討から始まり、全体会議での協議を経て、教育委員会で最終決定という流れを基本とします。

【検討フロー】

組織	役割
各専門部会 (実務組織)	検討項目に関する具体的な調査、調整、検討を実施
↓	検討結果を報告・提案
統合準備委員会 (全体会議)	各専門部会からの報告を基に協議し、全体方針を決定
↓	審議結果を報告
教育委員会	報告を受け、最終的な意思決定と施策の執行

3. 専門部会の構成

以下の4つの専門部会を設置します。

専門部会	主な検討項目
総務部会	学校の名称、式典行事など
学校運営部会	教育目標・校訓、通学方法など
地域部会	PTA 組織など
施設部会	施設改修など

4. 委員の皆様へのお願いと今後の進め方

円滑な部会運営のため、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

・部会への所属

委員の皆様には、ご自身の専門性やご経験に基づき、いずれかの専門部会に所属していただきます。

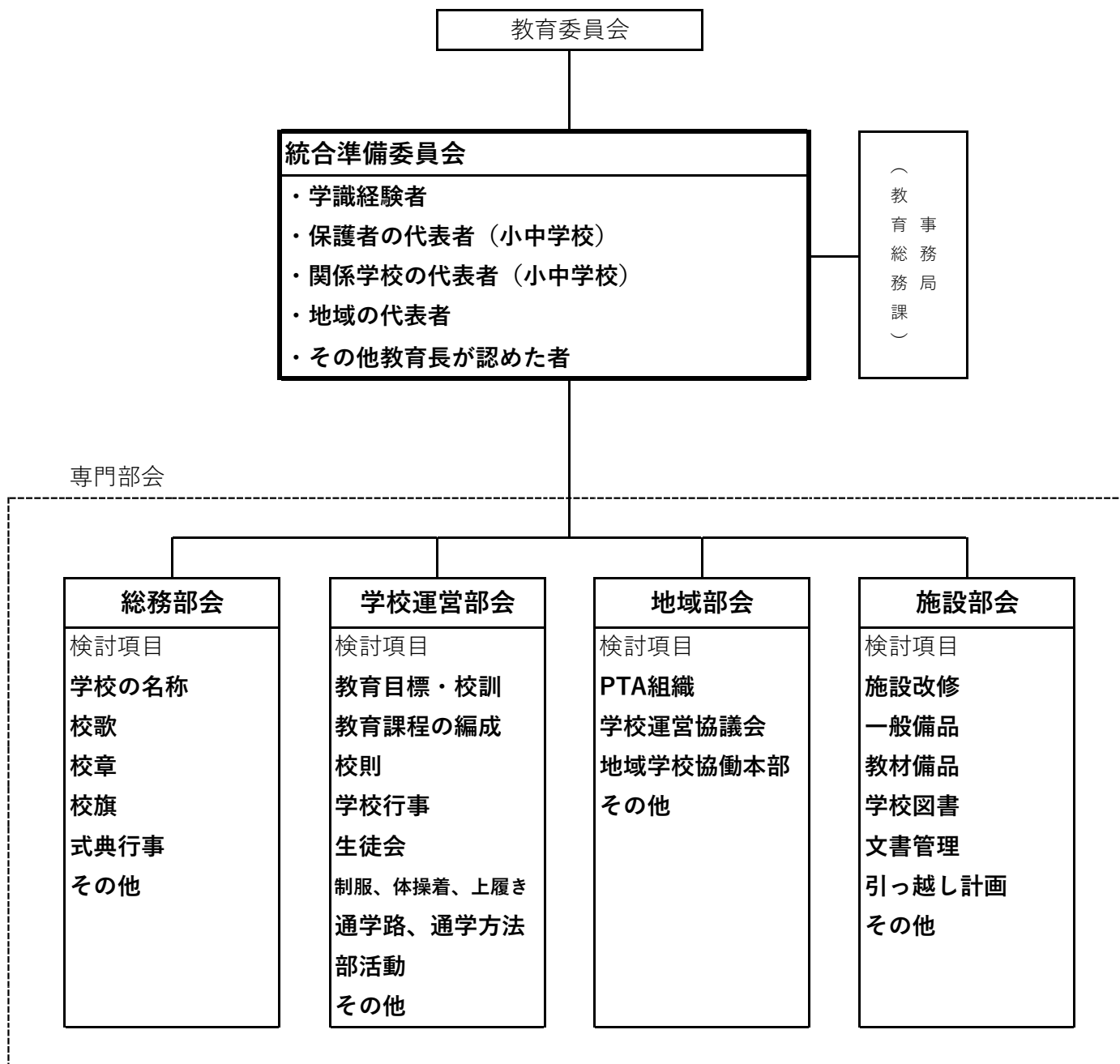
※ 所属については、委員長にご一任いただきますようお願いいたします。

・定期的な開催

各部会は、全体会議の間に開催し、具体的な素案やスケジュールの検討を進めます。

・結果の共有と審議

部会でまとめた意見は「専門部会案」として全体会議に提出し、全委員で共有・審議します。



中学校開校までのスケジュール（案）

	年度 委員会・部会 検討項目 実施月	令和8年度							令和9年度								令和10年度							令和11年度
		委1	委2	部	委3	部	委4	部	委5	部	委6	部	委7	部	委8	部	委9	部	委10	部	委11	部	委12	
		6月	9月		12月		2月		6月		9月		12月		2月		6月		9月		12月		2月	開校
総務部会	学校の名称		←						→															
	校歌（学校名決定次第着手）		←																					→
	校章（学校名決定次第着手）		←													→								
	校旗（校章決定次第着手）								←															→
	式典行事								←															→
学校運営部会	教育目標、教育課程、校訓								←															→
	学校行事		←																					→
	生徒会								←															→
	制服、体操着等		←																					→
	通学路、通学方法		←																					→
	部活動		←																					→
地域部会	PTA組織		←																					→
	学校運営協議会		←																					→
	地域学校協働本部		←																					→
施設部会	施設改修		←																					→
	一般備品、教材備品								←															→
	学校図書、文書管理								←															→
	引っ越し計画（委託の場合）								←															→

※専門部会については、必要に応じて随時開催することとします。

※総務部会「学校の名称」については、「校歌・校章・校旗」の検討を控えているため、令和8年度内もしくは令和9年度早々に決定する必要があります。